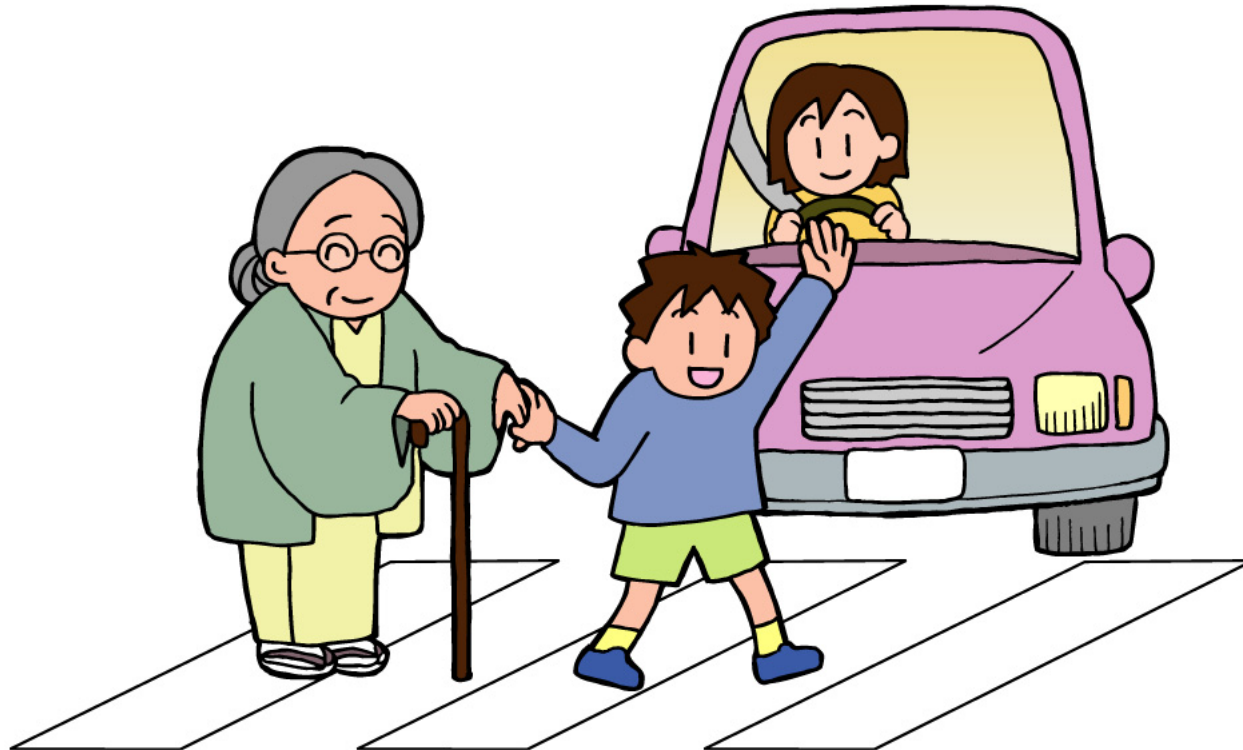




歩行者を守りましょう
車を降りればあなたも歩行者

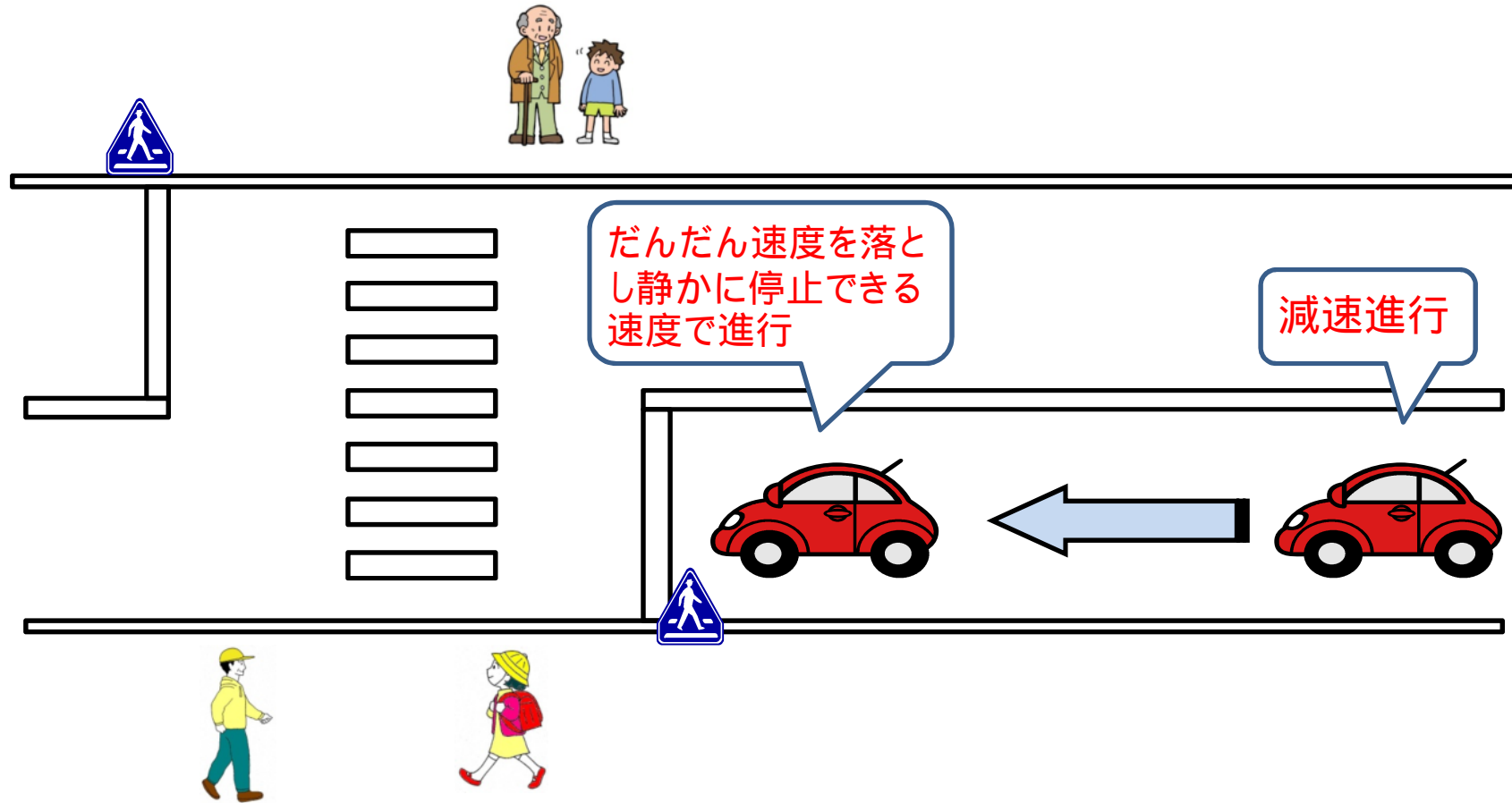


～ 思いやり 人も車も自転車も ～





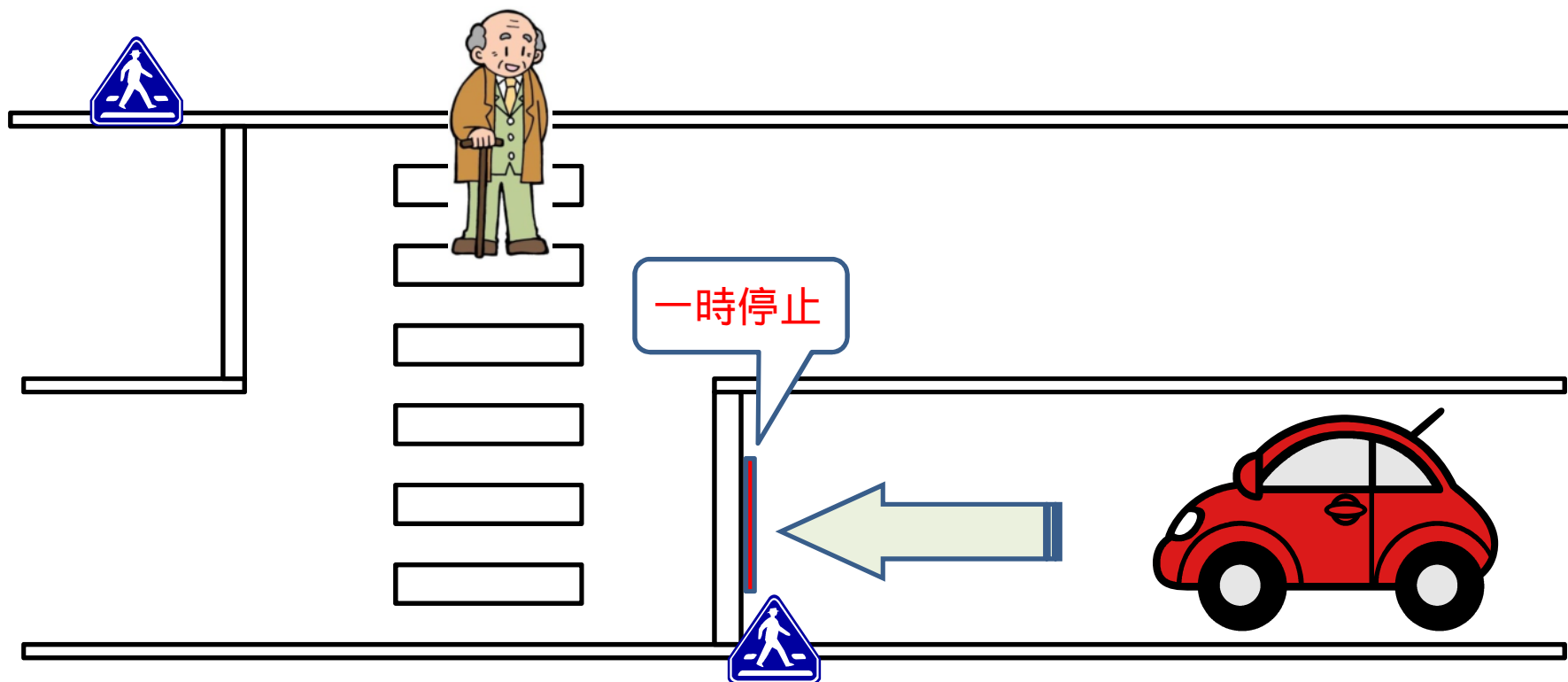
歩行者が横断歩道の付近にいるときは、停止線の直前で停止できるような速度で進行しなければいけません。



車両等は横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前(停止線の直前)で停止できるような速度で進行しなければならない。(横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除く) ~道交法第38条第1項前段~
車両等には自転車も含まれます。



横断歩道を横断しようとする歩行者がいるのに、一時停止しないで歩行者を立ち止まらせたりして妨害する行為は違反行為となります。

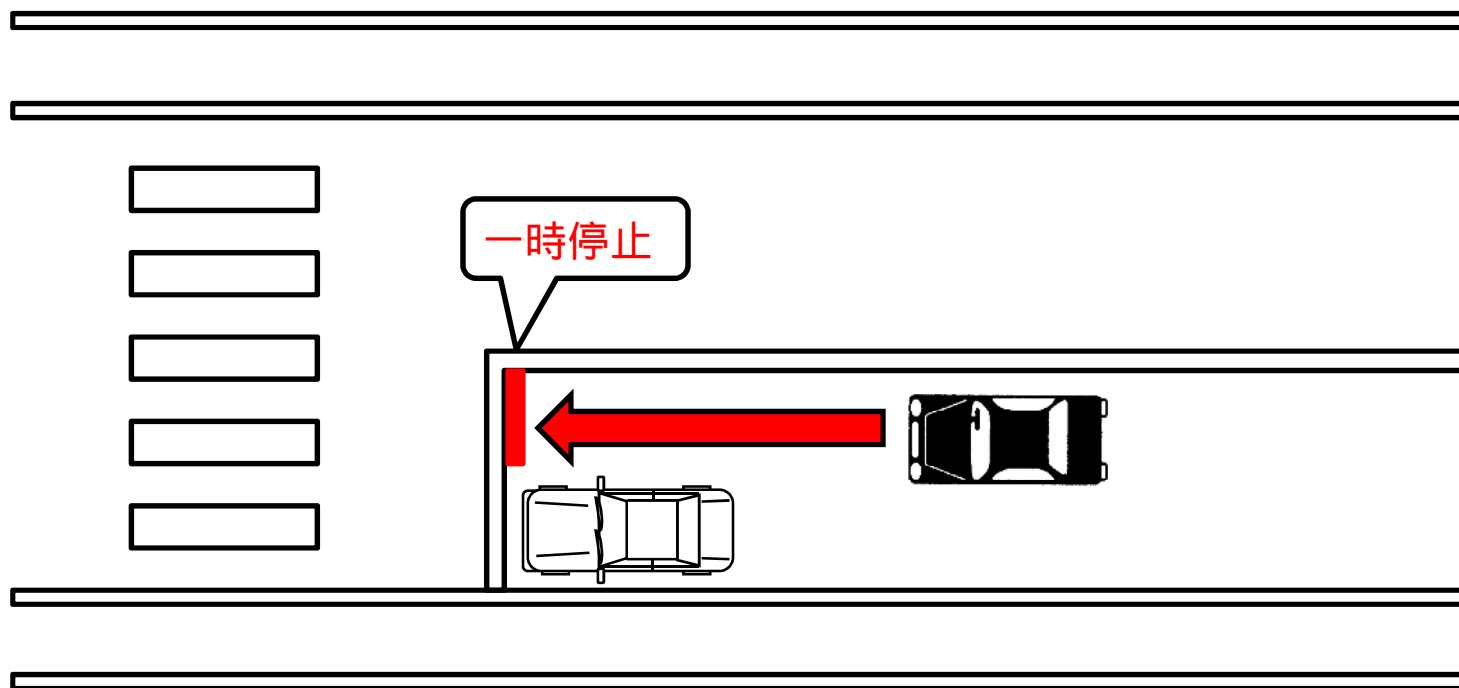


車両等は、横断歩道を横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

～ 道交法第38条第1項後段～

注

横断歩道の手前で停止している車があるときは、そのそばを通過して前方に出る前に一時停止をしなければなりません。

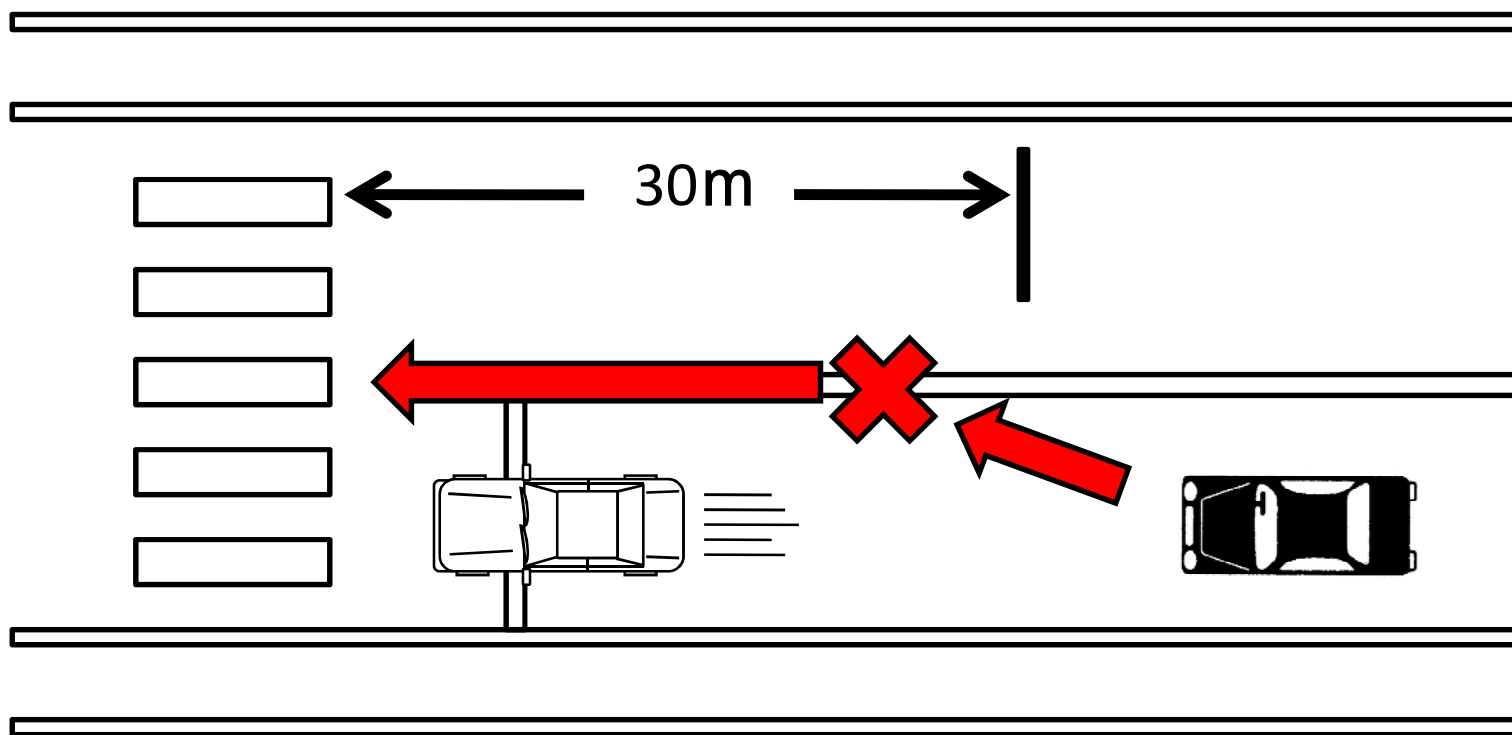


車両等は、横断歩道等や、またはその手前の直前で停止している車両等がある場合、その停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止をしなければならない。

～ 道交法第38条第2項～



横断歩道の手前30m以内の場所は、追い越しも追い抜きも禁止です。



車両等は、横断歩道等及びその手前の側端から30m以内では、前方を進行している他の車両等(軽車両を除く)の側方を通過してその前方に出てはならない。 ~ 道交法第38条第3項 ~

注

車両は、歩道を横切る場合、その直前で一時停止をして、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

